

| ご意見の要旨   | 市の考え   |
|--|--|
| II 1. 計画の理念と目標について P.12  |  |
| <p>1 計画の理念と目標に、男女平等（ジェンダー平等）という用語を一ヶ所または（ ）内でも良いので、「男女共同参画」のあとに入れた方が、時代の方向性を感じさせ、国内的にも国際的にも行政の進展を感じさせると思う。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、都、国際的に単なる「参画」ではなく、「平等」のための「参画」であるとの説明がつく。この間の市の行政に進展を感じさせることができると思う。</li> <li>・「男女」という用語だけでは性の多様性がこれだけ問題となっている今日、当事者にも失望を与えらると思う。</li> <li>・「男女」ではなくジェンダー、「参画」だけでなく「平等」へとすすんでいるダイナミズムを八王子市も歩調をあわせているということを市民に示していただくことができると思う。</li> <li>・多様な性という考えがあたり前になっている。男・女ではない性の存在も含めて、共に生きることを学校教育でキチンと教えることは大変重要と思う。真の平等をめざす八王子市であって欲しい。</li> <li>・第3次プランでは、SDGsに基づき男女平等意識の確立が男女共同参画と共に目標としてあった。</li> <li>・目指す社会は男女平等社会（ジェンダー平等社会）であって、その実現のための男女共同参画である。基本的な考え方にジェンダー平等について明記すべきと考える。</li> <li>・八王子は学校が多く、学生の多いまちなので条例を活かしジェンダー平等を推進することが求められていると感じるた</li> </ul> | <p>男女間の制度的な格差や、性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題が依然として残っており、男女が共に参画する社会が実現されていないのが実態です。本市では令和5年(2023年)4月に「男女共同参画推進条例」を施行しました。条例では、前述した課題を解決するために、あえて「男女」に焦点を当てており、施行後初めて策定する本プランも条例の趣旨でもある「男女共同参画社会の実現」を目指すことを明確にしています。市内のあらゆる分野で、男女が共に参画することを推進し、誰もが平等に扱われ、尊重される社会の実現につなげたいと考えています。</p> |

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
|                        | <p>め。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法は第 14 条で男女平等が謳われ、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下女性支援法)でも「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とする」ことを定めていることから、計画の基本的考え方に「男女平等」を明記すべきである。これは、SDGs の取組や国際的な潮流からも当然のことである。</li> </ul> |  |
| I 2 計画策定の背景について P.2~10 |   |  |
| 2                      | <p>P.6 男女共同参画を取り巻く動向の国の動きに、選択議定書の採択に至っていないことに触れられていない。明記すべき。</p>  | <p>すべての事項を記載することは難しいため、概要を記載しています。</p>   |
| 3                      | <p>P.7 令和 5 年(2023 年)6 月には、同意がない性行為が犯罪になることが明確化された、との記載がある。しかし、前段で名称変更を記載しているので、ここでもきちんと名称変更を記載すべき。「強制性交罪等」が「不同意性交罪等」に名称が変わったので正確に明記すべき。今は、「強制性交罪等」という罪状はない。</p>  | <p>ご意見を踏まえ、令和 5 年(2023 年)7 月の刑法改正により「強制性交等罪」及び「準強制性交等罪」が「不同意性交等罪」に名称が変更された旨を記載します。</p>   |
| 4                      | <p>P.10 地方公共団体の動きの中で、配偶者暴力相談支援センター設置についての記載がない。2007 年 DV 防止法改正により市町村の努力義務になっており、23 区では既に 20 区において設置されている。多摩 30 市町村では設置がなく、23 区との格差が生じている事は課題として明記すべき。</p>   | <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に掲げられている配偶者暴力相談支援センターの 6 つの機能を簡潔に表しますと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談又は相談機関の紹介</li> <li>2 カウンセリングの実施</li> <li>3 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護</li> <li>4 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助</li> <li>5 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助</li> <li>6 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助</li> </ol> <p>となります。本市においては、これらの機能について、庁内連携した包括的な相談・支援体制の中</p> |

|                      |  |  |
|----------------------|--|--|
|                      |  | で対応しています。  |
| II 3. 計画の特徴について P.14 |  |  |
| 5                    | <p>[重点目標の表記]</p> <p>計画の策定・実施主体は八王子市であるが、重点目標は「…しよう/なくそう」と他主体への呼びかけのかたちになっている。目標は、八王子市政として施策を以て実現・達成をめざす水準（状態）が明記されるべきと思う。（例えば、1. 女性（男性）の参画が不十分だった分野への女性（男性）の参画拡大、2. 人権が尊重され、性別に基づく暴力のない社会の実現）。</p> <p>また、重点目標 1. 2. は、主語/述語関係が不明確で文章がこなれていない。</p> <p>（理由）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目標とは施策の実現を明確に示す方向性を明らかにした表現にすべきである。</li> <li>・この計画は八王子市の施策プランであるので、行政が何をするのかを明確に記載しなければならないと考える。</li> <li>・市民に責任を転嫁しているように読める。</li> <li>・市としての意思表示は主体的な文言、口調であるべき。</li> <li>・市の責務を明確する表記にして推進してほしい。</li> </ul> | <p>男女共同参画社会は、行政の施策、事業を市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体といった社会におけるあらゆる主体が共通認識のもと理解し、協働して取り組んでいかなければ、実現できないと考えることから、このような表現にしています。</p>  |
| 6                    | <p>[重点目標の実施について]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の特徴として</li> <li>① 男女共同参画社会の実現をより一層加速化するために、</li> <li>② 「条例」の施行により、</li> <li>③ 市と市民、教育関係者、事業者及び、地域活動団体が一体となって取り組むために、重点を絞った計画とします。とあるが、これは全く逆で、①②③を鑑み、「条例」の理念に基づきしつ</li> </ul>   | <p>「男女共同参画都市」宣言以降、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を行ってまいりましたが、いまだに社会全体においてアンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識に基づく構造的な問題等が根強く残っており、また、性別に起因する権利侵害等、多くの課題が残されています。</p> <p>このことから、「男女共同参画推進条例」の基本理念や男女共同参画推進審議会での審議、「困難な問題を抱える女性等への支援に関する法律」の</p> |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>かりと重点目標を掲げ、予算を付け、具体的かつ有効な取り組みを計画しなければならないはずである。</p> <p>・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、「八王子市困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置付けられ、多岐にわたるよりきめ細かな取り組みが求められている。重点目標を絞り、これまでより取り組みを大幅に減らすことは、施策の後退であり、時代に逆行するものと言わざるを得ない。再考すべきである。</p> | <p>施行も踏まえ、この第4次プランで取り組むべきことを明確にするため、3つの重点目標を挙げています。</p>  |
| 7 | <p>[(2) 年次の評価と公表]</p> <p>評価は「条例」の基本理念、および関連法の基本理念に基づいて行われるべきである。</p> <p>評価の視点がよくわかるように、「条例」の基本理念、および「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念を資料の中に掲載しておくべきである。</p>  | <p>評価は、「男女共同参画推進条例」及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など関連する法律の基本理念も踏まえ、男女共同参画推進審議会で審議いただきます。</p> <p>これらの条例や関連する法律は、基本理念も含めて資料編に掲載します。</p>   |
| 8 | <p>[計画の特徴について]</p> <p>「市と市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が一体となって取り組むために」重点を絞った計画との文言は意味不明であり、計画の内容に偏りがある。又「行政が率先して取り組むことが市全体の推進力となる」とあるが、これが今迄積み重ねてきた第4次プランの特徴なのでしょうか。</p>  | <p>第3次プランまでは、行政が主体となり「個人」に対するアプローチに重点を置いてきました。しかし、個々人の意識や行動が変わっても社会全体の制度や慣行、組織全体の意識が変わらなければこれ以上進むことは難しいと考え、第4次プランでは「社会」に対してアプローチします。</p> <p>そのため、行政が率先して取り組むことで、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体などを含めた社会全体の推進力につなげたいと考えています。</p> |
| 9 | <p>[重点的に取り組むための目標]</p> <p>リプロダクティブヘルス/ライツをプランの基本的柱の一つとすべきである。</p> <p>プラン策定の趣旨として、条例に基づき重点を絞った計画としたとのことだが、条例の6つの基本理念のひとつに、生涯にわ</p>   | <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、重要な概念であると認識しています。そこで第4次プランでは、重点目標3「DVや性暴力などを根絶しよう」の取組3-2「困難を抱える女性等への支援」で、幼児期からの意識啓発や、中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | <p>たる性と生殖に関する健康と権利の尊重が規定されているにもかかわらず、重点目標に取り上げられていない。条例での取り組みを具体化するためにプランであるのではないか。</p> <p>性暴力、性搾取被害が後を絶たない現在、条例にも掲げたリプロダクティブヘルスライツの取り組みを一層充実される必要が急務である。安全・安心な暮らしのための意識啓発という施策の方向性の取り組みの中で言及されているが、不十分である。条例の基本理念でもあるのだから、きちんと重点目標に掲げ、多くの施策を実施すべきである。</p> <p>○ 具体的な施策としては、AV被害、SNSなどへの対応や、リテラシー教育、性に関わる健康と妊娠・出産についての知識並びに情報提供、自分の身を守るためのスキルと情報提供などの施策実施を求める。避妊についてもしっかりと施策の中に位置付けてほしい。</p> | <p>等の事業を充実させ、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識を浸透させる考えです。</p>  |
| 10 | <p>市は、2023年4月1日に、八王子市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）を施行した。その基本理念は次の6つである（条例第3条）。</p> <p>① 個人の人権の尊重と多様な生き方の実現</p> <p>② 社会における制度又は慣行についての配慮</p> <p>③ 立案及び決定過程への共同参画</p> <p>④ 家庭、学校、職場、地域その他の社会生活において対等な立場で参画</p> <p>⑤ 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重</p> <p>⑥ 個人の尊厳を害する暴力の根絶</p> <p>そして、条例第4条は「市は前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施する</p>  | <p>ご意見を踏まえ、条例の基本理念と重点目標の関連がわかるように体系図に記載します。</p> <p>なお、本計画が「男女共同参画推進条例」第14条第1項の規定に基づいて策定している旨については、「計画の位置づけと期間」の中で、記載しています。</p> |

|              |  |   |
|--------------|--|---|
|              | <p>責務を有する。」と規定している。</p> <p>よって、第4次プラン策定にあたっては、上記6つの基本理念を柱として構成すべきである。</p> <p>しかし、第4次プラン素案の挙げた重点目標は3つのみであり、この中に6つの基本理念すべてが含まれているかが明確でない。重点目標には、基本理念との関連が明瞭となる記載をすべきである。</p> <p>また、第4次プランが、初めて条例に基づいて策定されるものであることも明記すべきである。</p>          |   |
| 体系図について P.15 |  |   |
| 11           | <p>[体系図]</p> <p>体系図に第3次プランにあった推進体制を明記し、推進の中心としての男女共同参画センターを位置付けるべきである。</p>   | <p>ご意見を踏まえ、「プランの推進・進行管理体制」という項を作成し、掲載します。</p> <p>推進の中心となるのは行政であり、行政における所管部署は男女共同参画課（男女共同参画センター）であるため、改めて位置づけはしません。</p>  |
| 12           | <p>[全体として]</p> <p>総合的な子どもたちへの教育が抜け落ちている。</p> <p>第3次プランでは大きな柱として位置付けていた子どもの教育に関して後退している。取り組みの方向 2-1（2）に子どもへの意識啓発があげられてはいるが、施策としては、取り組みの 8・17「キャリア教育」・33・39「生命の安全教育」のみである。</p> <p>幼児から男女平等教育、性教育は進められなければならない。「条例」でも子どもへの教育は重視されている。</p> | <p>本計画では、子どもの頃からの意識醸成として、重点目標 2 取組 2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」で、子どもの頃からのキャリア教育を新規事業として掲載しています。このキャリア教育には、男女平等や男女共同参画についての教育を含んでいます。</p> <p>また、幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等の教育関係者、地域、保護者といった、子どもに関わる大人への意識啓発も実施します。</p> <p>そして、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」に、新規事業として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する幼児期からの意識啓発を記載しており、子どもに対する教育については第3次プランと比較して、総合的な教育を含めて拡充しています。</p> |
| 13           | <p>[全体的として]</p> <p>体系図が第3次と項目立てが違いわかりにくい。</p> <p>第3次では基本目標があり、その下にめ</p>  | <p>市民、教育関係者、事業者、地域活動団体が一体となって取り組むにあたり、市民等にわかりやすい言葉（行政用語でなく）を使う必要があるとのご意見を男女共同参画推進審議会からいただ</p>   |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | <p>ざす姿 1, 2, 3 があり、それぞれに重点課題があり、そのための施策が書かれていた。しかし第 4 次では基本目標の下に重点目標が書かれ、その下に（重点目標を達成するための）課題が書かれている。課題があるからこそそのプランなので、（課題解決に必要な）取組の方向性ではなく、（課題解決に必要な）施策をきちんと書いて欲しい。</p>                               | <p>いたため「施策」ではなく「取組」としています。</p>  |
| 14 | <p>このプランの進行管理はどこが行うのか。不明である。一時的には担当部署であるが、ジェンダーの主流化を図るために、しっかりと男女共同参画課がアドバイスするなどの進行管理を担う必要がある。その意味で男女共同参画推進会議の位置づけ、事業評価事業、ならびに各担当課長連絡会の位置づけなどがなされていないのは問題である。追加すべきである。ちなみに、第 3 次プランでは、きちんと記載されていた。</p> | <p>本計画の進行管理については、男女共同参画課が行います。</p> <p>14 頁（2）に記載したように、八王子市男女共同参画推進審議会で審議いただくとともに、関係機関や所管課などからも意見をいただきながら、目標に向け取り組みます。</p>   |
| 15 | <p>〔重点目標 1〕</p> <p>「あらゆる分野に男女が共に参画しよう」というが、いまさらといった感じ。これまでの 20 年間、何をやってきたのかと思う。これまでの施策の焼き直しとなっている。とても重点目標といえる内容でない。出産や子育てで離職した女性の再就職支援ではなく、離職しないで済むようにする手立てを考える時期ではないか。企業のセクハラ防止の取り組みが不十分。</p>         | <p>「男女共同参画推進条例」では、「未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進する」としています。本計画においても、この考え方に基づき、依然として男女双方の参画が十分でない分野で、男女双方の参画を目指していくことが、多様性やイノベーションを創出し、一人ひとりが個性と能力を発揮できる持続可能な社会の実現に寄与すると考えています。また、これにより、離職せずに多様な働き方が定着することにもつながると考えます。以上のことから、「あらゆる分野に男女が共に参画しよう」を重点目標の一つとしています。</p> <p>なお、働き続けたい女性が働き続けることができるために、取組 1-1「働く場等における男女共同参画の推進」（1）の取組 No.1、2 を計画に位置づけ取り組みます。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 16 | <p>[重点目標 2]</p> <p>日本の大きな男女格差は、ポジティブアクションの不十分など政策や法制度のあり方、その他多様な要因の複雑な相互作用の結果であり、専ら人々の意識に帰すことに違和感を覚える。男女共同参画社会実現の加速化のために重点を絞った目標というが、意識変革は長年の課題であり、かつ、なかなか変わらない分野でもある。力入れるべきは、制度・慣行の見直しである。つまり、固定的役割分担意識をなくす事を重点目標とすることに無理があるといえる。変更すべき。</p>  | <p>ご意見のとおり、重点目標 2 として「意識」だけではなく「制度・慣行」も同時になくすことを目標としています。</p> <p>また、意識を変えないとなぜ制度を変えないといけないかが理解できなかつたり、あるいは意識を変えないと制度や慣行を変えることに反対することも考えられます。</p>   |
| 17 | <p>[重点目標 2 課題 2-2]</p> <p>意識と行動と制度や環境は相互に影響・補強し合っているといえる。この記述では意識のありようが一義的原因でそれが行動選択や制度のありようを変えていくという、一方向の直線関係が想定されているように思われる。しかも意識を変えるためにやるのが意識啓発との方向性を示しているが、意識啓発で意識が変わるなら、とっくにもっと生きやすい社会になっていただろう。つまり意識啓発で意識を変えることは無理。だから今回のプランでは、制度・慣行に切り込むと掲げているのだが、その内実は意識啓発しかない。これでは今までと何ら変わり映えしない。どのような制度・慣行が大きな妨げとなっているのか、という具体的な説明を記載してほしい。選択的夫婦別姓などがいい具体例だと思うので、コラムなどで追加するのはいかが。</p> | <p>制度・慣行を見直す取組は、意識啓発とは別に取組 2-2「職場や地域における制度・慣行の見直し」として掲げています。市の計画であるため、国の法律や制度ではなく、市や事業者、地域活動団体等が自ら出来ることを取組として掲げています。</p> <p>また、意識を変えないとなぜ制度を変えないといけないかが理解できなかつたり、あるいは意識を変えないと制度や慣行を変えることに反対することも考えられることから、制度・慣行を変えることと、意識を変えることは切り離すことができない取組であると考えています。</p> |
| 18 | <p>[重点目標 3 課題 3-1]</p> <p>DVの一例が記載されているが、DVの態様は様々で必ずしもこの例だけには限らない。課題として一例を挙げると、DVについて誤解を招いたり、その施</p>  | <p>DV被害者の特色について記載したのですが、ご意見を踏まえ、「DV は被害者であることを自覚しないまま周囲が気づかないまま深刻化してしまう。」と「性暴力については、周囲に相談しづらく一人で抱え込んでしまう。」を、それぞれ</p>   |



|                          |   |   |
|--------------------------|---|---|
|                          | <p>策が限定的なものになってしまうおそれがある。</p> <p>よって、課題にはむしろ具体的な事例の記載はせず、一般的抽象的な表現にとどめ、施策の中で様々な例に対応できる具体的なものを挙げるべきである。</p>  | <p>「しまう場合がある。」に修正します。</p>   |
| 19                       | <p>重点目標は「～しよう、～なくそう」と呼びかけ調になっています。しかし、目標は八王子市が市として施策によって実現・達成をめざす水準が明記されるべきです。市がこのプランを行う主体として掲げる目標ということがわかる表現に変えるよう求めます。</p> <p>例えば、第3次プランにあるように「～の推進」「～の根絶」「～の形成」のような表現です。</p> | <p>男女共同参画社会は、行政だけでなく、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体といった社会におけるあらゆる主体と共通認識を持ち、協働して取り組むことで実現していくものであると考えることから、このような表現にしています。</p>   |
| <p>指標の一覧について P.16～17</p> |   |   |
| 20                       | <p>[重点目標3]</p> <p>「DVや性暴力などを根絶しよう」の「7」の目標値について、相談件数を減らすことを目標とするべきではないか。</p>   | <p>最終的な目標は、DVによる相談者が一人もいなくなることです。しかしながら、令和4年度（2022年度）に実施した市民意識・実態調査では、DVを受けた時に相談しなかった人の割合は6割を超えていました。また、相談した場合でも相談相手は友人や知人が最も多く、民間機関の相談窓口や市の相談窓口等、専門機関に相談した人はおよそ1割に留まっています。このことから、専門機関による支援が必要であるにも関わらず、「自分さえ我慢すれば、このままやっていける」と相談しない、「恥ずかしくて誰にも言えない」と相談できないなど、適切な相談先に繋がらないことにより、DV被害が潜在化、深刻化している方々が多く存在していると考えられます。このような方々を一人でも多く相談に結びつけることが必要と考え、本計画では相談件数を増やすことを目標としています。</p> |
| 21                       | <p>[行政が推進力]</p> <p>「8」の目標値の「市の女性管理職の割合」について、女性の割合を無理に決める必要</p>  | <p>政策や方針を意思決定する場に男性しかいない場合には、女性が生きづらい社会となる可能性があります。逆に女性だけだと男性が生きづらく</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | <p>性は無いと思う。業務に合っただけ女性が活躍できれば良く、合っていれば 100%女性が占有しても良いものと思っている。</p>  | <p>なると懸念されます。また、両方がいても、割合が著しく片寄ると、少数派は、多数派に対して意見することをためらうなど、少数派の意見が意思決定に反映されないことも考えられます。</p> <p>そのため、組織等において2つの属性が存在する時に意思決定に影響を及ぼすためには、少数派の割合が 30%に達する必要があるというクリティカル・マスという考えから、市の女性管理職の割合の目標値を 30%にしています。</p>       |
| 22 | <p>[1、4、5の目標値]</p> <p>主観的に「思う人」の割合を「市民意識・実態調査」(P13)から取ってきていると思うので、この調査の概要を簡単に注記してほしい。市民は推測できても他市の方がみたら何からとったかと思われかねない。</p> <p>また、「目標値」の根拠も、どのような議論あるいは参考になるものからとったのか。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に含まれているが、市民及び他市が参考にする場合、説得力あるものを八王子市に示していただきたいとの思いから。</li> </ul> | <p>「5 指標の一覧」1、4、5については、「八王子未来デザイン 2040 の運用に関する市民アンケート調査報告書」、3については、「令和5年(2023年)市政世論調査結果報告書」から引用しています。引用元がわかるように出典を記載します。</p> <p>目標値は、八王子地域の特性や現実的な達成を目指すため、半数以上の市民の方があらゆる分野で男女共同参画が進んでいると思える組織や社会にすることを目標としています。</p> |
| 23 | <p>[指標の一覧]</p> <p>第3次プランでは17項目あった指標項目が9項目しかない。重点目標を絞ったことで減らしたのかもしれないが、減っただけでなく内容が変わっている。これらは一貫させて調査することで、意味があるはず。第3次プランの項目に戻すべきである。</p> <p>追加として、今回新しく「条例」が設置されたので、「条例」の認知度を加えることは意味がある。</p>   | <p>御指摘のとおり、本計画における重点目標ごとに適した指標を設定したため、指標の数が第3次プランと比較して減少しております。しかし、本計画に基づき、8年間取組を実施していくため、長期間にわたって指標の目標値についての達成度合いについて調査することが可能となると考えております。</p>  |
| 24 | <p>第3次プランのそれぞれの指標。数値目標が達成されたのか未だ道半ばなのかわからない。例えば重点課題1の男女平等と男女共同参画の意識づくりにおいて、性別による固定的な役割分担に「反対、どち</p>  | <p>第3次プランのそれぞれの指標の達成度については、毎年度「評価報告書」という形で公表しています。</p>   |

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
|                             | <p>らかのといえ反対」と思う人の割合は平成 35 年度（令和 5 年度）の目標の 70%に達したのか、配偶者からの暴力（何度も、一、二度を含めて）を受けたことのある人の割合は 0%になったのか等。</p>                                   |   |
| 重点目標 1 [現状・課題] について P.19~22 |   |   |
| 25                          | <p>職業により男女の偏りがあるため是正しようとの事だが、職業により向き不向きがあることは仕方の無いことと認識している。八王子市における各職業別の求人数などのデータを基にせずに働く機会を均等にするというのは無理がある。</p>                         | <p>あらゆる分野の職業に男女双方の視点が入ることで、一方の性別の目線に偏った製品やサービスではなく、男女共に利便性の高い製品やサービスを生み、それにより新たなイノベーションが生まれ、地域経済の活性化も期待できます。また、新たな視点の獲得により、これまで解決困難だった課題が解決可能になることも考えられます。</p> <p>そういうことから様々な分野において男女が共に働ける環境づくりが必要であり、またその職業に就きたいと思う人を性別によって排除することをなくす必要があります。</p> |
| 26                          | <p>管理職への希望があるのであれば、積極的に管理職に就けるべきで、希望が無いのに割合が減っているというのは、データ解析が間違っている。女性職員が増えているのに、管理職の割合が減少しているのには原因があるとの認識である。</p>                        | <p>現在の管理職の働き方やあり方が、長時間労働などの労働環境が前提となっていたり、昇任する時期と妊娠や出産及び育児などのライフイベントが重なるなど、女性が昇任を希望できない状況があると考えられます。そこで、女性職員にとってキャリア形成しやすい環境づくりが必要であると考えています。</p>   |
| 27                          | <p>[課題 1 の表記]</p> <p>課題 1 「分野での偏りが男女共に見られる」は、「女性（男性）の参入、能力の開発・発揮が十分でない分野がある」意と解されるが、意味が通じにくいと感じる。</p>                                     | <p>ご意見を踏まえ、重点目標 1 [現状・課題] 2 行目を「分野によっては男女双方の参画が十分でなく」に、4 行目を「分野ごとの男女双方の参画が十分でない」に修正します。</p>   |
| 28                          | <p>あらゆる分野において、男女が共に参画しよう という目標は古臭く、いまさら感がある。市民に分かりやすくという事で、このような表現になったとしたら、市民を馬鹿にしていると思えない。なぜ、平等な関係での参画が進まないのか、それが問われていることであり、解決しなければ</p> | <p>「男女共同参画推進条例」では、「未だに課題が残る男女共同参画を、市、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体が共に手を携えて着実に推進する」としています。本計画においても、この考え方に基づき、依然として男女双方の参画が十分でない分野で、男女双方の参画を実現させて多様性やイノベーションを創出し、一人ひとりが</p>  |

|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
|                             | ならない事である。なので、目標は、あらゆる分野で男女がともに参画し、男女平等社会を目指すすべき。  | 個性と能力を発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。  |
| 29                          | 「行政が推進力」として施策がアピールされているが違和感がある。行政がモデルケースとなるのは当たり前のこと。計画とは、市が目標実現のためにどのようなことを実施するかという市民への約束であり、行政の内部環境をよくすることは、プランとは基本的に関係ないと考えるため。  | 行政の内部環境を良くすることが目的ではなく、行政が率先して取り組むことで企業等に波及させ、社会全体の推進力につなげたいと考えています。そのために企業等と情報交換を行い、関係所管や商工会議所等の関係機関と連携し取り組んでいきます。                            |
| 重点目標 1 取組 1-1 について P. 24～26 |   |   |
| 30                          | 女性進出については、出産・育児の支援の充実が必要。   | 取組 1-1 取組の方向性(2) 取組No.5 において、「一時保育や病児病後児保育等の様々な出産及び育児における支援」など社会において育児や介護を支援していく取組を記載しています。   |
| 31                          | <p>具体的施策の方向性として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再就職支援ではなく、働き続ける支援の充実を実施してください</li> <li>・市内中小企業の育児休業取得に関する調査と働き続けられるためのサポートの充実を追加</li> <li>・職場におけるセクシュアルハラスメント等の相談とあるが、市が具体的にどのようなサポートをするのか明記すべき</li> </ul> | <p>働き続ける支援は、取組 1-1 取組の方向性(1) 取組No.1 に記載しています。</p> <p>職場におけるセクシュアル・ハラスメント等の相談は、東京都労働相談情報センターの紹介等、関係機関と連携して行います。様々な相談があるため、具体的な記載は難しいと考えます。</p> |
| 32                          | 女性が安心して働くため、保育園、学童保育の充実が重要なので、施設整備と増設職員の確保を、市の重要施策として取り組むべきだと思います。  | 女性が安心して働くためには、社会全体で支援していく必要があります。取組 1-1 取組の方向性「働く場等における男女共同参画の推進」(2) 取組No.5 に掲げ、関係機関と連携して取り組みます。  |
| 重点目標 1 取組 1-2 について P. 27    |   |   |
| 33                          | 取組No.11 の [行政が推進力] について<br>そうであることを願いますが、そのためには、市民、国の行政の協力、方向性、法も力を発揮しなければならない。一例をあげれば、行政担当の職員の中には、会計年  | ご指摘のとおり、女性の管理職比率が向上しないのは、女性個人の問題ではないため、職場環境や制度の見直し、組織における意識や慣行など、様々なことを改善するとともに、職員の資質向上等についても、関係所管や関係機関と連携してい                                 |

|                                     |   |   |
|-------------------------------------|---|---|
|                                     | <p>度任用職員も増加しているのではないか。</p> <p>そうした中で行政担当の側の高度なキャリア形成は、どう位置付けられ、どうあるべきなのかの説明が必要になる。そこまで書けないとしても一考をお願いする。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回ではないが、前回のパブコメ募集の時、何人かの市民が、パブコメ用紙をいただきに指定にある部署にうかがった時、「え?」「パブコメって何ですか」と言われて、ショックを受けながら説明し、「あ、そうですか」といただいていた例がある。そういう事例はないかもしれないが「行政が推進力」といわれても、頼りないと市民に思われかねない。</li> </ul> | <p>きます。</p>   |
| 34                                  | <p>女性の参画を推進するために、クオーター制の導入について言及してほしい</p>   | <p>クオーター制を含めた女性の参画を推進するための取組を引き続き検討します。</p>   |
| 35                                  | <p>政治分野における女性の参画推進について、取り組みがない。議会と共に取り組むべき課題を明記してほしい</p>  | <p>行政の計画に市議会における具体的な課題や取組を載せることは適さないと考えています。</p>  |
| <p>重点目標 2 [現状・課題] について P. 28~29</p> |   |   |
| 36                                  | <p>アンコンシャス・バイアスという語の多用についてはいかがなものかと思う。多くをこの用語で「性別による無意識の思い込み」として一括する傾向にあることは疑問を感じる。</p> <p>歴史的につくられてきた思い込みを変える方向をここで打ち出し、示す姿勢こそが望まれると思う。</p> <p>また、内閣府の調査用語を多用するのではなく、八王子という地域性を配慮した現実を問題にしていきたい。</p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のおかれた現実から出発しないと、上から目線を感じさせる。日本の大きな男女格差は過去から引き継がれた意識</li> </ul>                  | <p>昨今、個人の意識は変わってきてはいますが、八王子市でも社会における性別による固定的な役割分担意識が依然として根強く残っています。その意識を変えていくうえで、誰もが持っているアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）に気づくことがまずは大事であることから、第4次プランにおいて記載しています。同時に、個人へのアプローチだけでなく組織の制度や慣行、組織に対する意識啓発に取り組んでいきます。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | と並んで、ポジティブアクション等の近代的変革の制度をとりいれてそれによって変化するものと思う。そのような制度の導入に後れをとった不十分な政策や法制度のあり方こそ問うべきであり、市民の意識の後れの方が問題であるような書き方には違和感をもつ人々が多いのではないか。              |   |
| 37 | 制度・慣行の見直しと言いながら、意識啓発での取り組みになっている。これでは変わらない。制度や慣行の見直しについての議論が推進会議で議論されてきていない。重点目標 2、ならびに施策の方向性に対し、大幅変更を求める。意識啓発で、意識を変えられると本当に考えているのでしょうか。お聞きしたい。 | 制度・慣行を変えるのはその組織に属する人であるため、意識啓発は大変重要であると考えています。意識を変えないとなぜ制度を変えないといけなかが理解できなかつたり、あるいは意識を変えないと制度や慣行を変えることに反対することも考えられます。<br>一方で、実際に制度等を変える時には様々な手続き等が必要であることから、取組 2-2 取組の方向性（1）取組No.20 において組織における環境づくりを関係機関と連携して支援します。 |
| 38 | コラム 2 の引用について。なんで 2012 年の東日本大震災事例をここで出すのか。防災における男女共同参画はそれなりに進んできている。その評価はどうなっているのか。ここで取り上げるのにふさわしくない。もっと、新しい課題を提供すべきである。                        | 東日本大震災などの大規模な災害をきっかけに避難所運営等における女性の視点の必要性が浮き彫りとなりましたが、ご指摘のとおり、東日本大震災の事例ではないため「以下で、東日本大震災の事例を紹介します。」を削除します。   |
| 39 | 意識啓発の文言については、「啓発」には低い状態の理解・認識を高めるニュアンスがあり、上から目線に見える。学習機会や情報の提供にしてはどうか。  | ご指摘を踏まえ、取組No.14、18、19 の概要について「意識啓発の実施」及び「意識啓発を実施」を「学習機会や情報の提供を実施」に修正します。  |
| 40 | 幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進を入れるべき。包括的性教育の実施は必須である。  | 重点目標 2 取組 2-1 「性別による固定的な役割分担意識の改革」の中で、子どもへの意識啓発として実施するキャリア教育には、男女平等や男女共同参画についての教育を含んでいます。<br>また、包括的性教育については、重点目標 3 取組 3-1 「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」、取組 3-2 「困難を抱える女性等への支援」の「生命（いのち）の安全教育」の取組の中で、関                       |

|                             |  |  |
|-----------------------------|--|--|
|                             |  | 係所管や関係機関と連携して取り組みを進めていきます。   |
| 重点目標 2 取組 2-1 について P. 31～35 |  |  |
| 41                          | <p>非常に重要な取組みであるにもかかわらず“子どもへの意識啓発”、“大人への意識啓発”の取組が非常に不十分で後退している。</p>   | <p>第4次プランにおいては、子どもの頃からの意識醸成として、重点目標 2 取組 2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」で、子どもの頃からのキャリア教育を新規事業として掲載しています。このキャリア教育には、男女平等や男女共同参画についての教育を含んでいます。</p> <p>また、子どもたちが多様な働き方を選択できるようにするためには、子どもたちの周りにいる大人たちの影響も大きいことから、幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等の教育関係者、地域、保護者といった、子どもに関わる大人への意識啓発も実施します。</p> <p>重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」で、新規事業として、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する「幼児期からの意識啓発」、既存事業の充実として、「中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発」を記載し、子どもに対する教育については第3次プランと比較して、総合的な教育を含めて拡充しています。</p> |
| 42                          | <p>“大人への意識啓発”の主な取組みとして子どもに関わる大人の問題としてしか挙げられていない。重視すべきである。</p> <p>根強い固定的役割分担意識の変革のためには人と人との出会い、学び（気づき）、問題（課題）解決に向けての取組みなど、継続的且つ多角的な学びの場や交流の場づくりが必須である。行政の役割、取組みとして重視すべきである。</p> | <p>アンコンシャス・バイアスを含む性別による固定的な役割分担意識を知り、気づき行動することは、誰もが必要であることから、大人への意識啓発は、「子どもを通しての取組」「組織を通しての取組」「情報提供」など、様々な角度から取組を進めます。</p>   |
| 43                          | <p>取組No.14「地域活動団体への意識啓発」は、「町会・自治会」の組織体制の見直し支援など組織のあり方そのもの（婦人部がご</p>  | <p>組織の体制のあり方を最終的に決めるのはその組織自身です。誰もが住みやすい地域づくりのためには、男女が共に参画することの必要性を知</p>  |

|    |  |   |
|----|--|---|
|    | はんづくり…など) を改善するよう、意識啓発にとどまらない具体策実施を明記してほしい   | ってもらうこと、自らの活動を通じて実感してもらうことなど、側面からの支援に取り組みます。  |
| 44 | 「取組 No16 男女共同参画の視点にたった行政運営」ではより施策の内容をより具体化すべきである。例えば女性をアイキャッチにしていると市議選ポスターについて苦情申出があったことを教訓として、男女平等の視点からの公的広報のガイドラインを作成・見直しなどの施策の実施をすること。  | 本市においては、「八王子市における印刷物ユニバーサルデザインガイドライン」を作成していますが、今後も男女共同参画の視点に立った行政運営を行い、市内の組織の推進力となるよう努めます。  |
| 45 | 「意識啓発」は市等が上位の立場から意識のおくれた市民、事業者等へ教えるという印象を持ち、市民のおかれた状況から学ぶことも多いので不適切である。情報、学習機会の提供とすべきだ。  | ご指摘を踏まえ、取組No.14、18、19の概要に記載のある「意識啓発の実施」及び「意識啓発を実施」を「学習機会や情報の提供を実施」に修正します。   |
| 46 | 子どもへの意識啓発については、八王子市男女共同参画推進条例において教育分野への働きかけが重要として、教育関係者の責務が項目としてあります。第4次プランにおいては、第3次プランにあった幼児期からの男女平等教育の推進、学校教育における男女平等教育の推進がなくなり、意識啓発の施策として子どもへのキャリア教育の取り組みのみが掲載されています。第3次プランにあった男女平等教育の推進は重要でありきちんと残すことを求めます。さらに多様な性自認をベースに一人一人が差別されずに自己肯定感を高める取り組みや包括的性教育の実施もぜひ加えるよう求めます。 | 重点目標 2 取組 2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」取組No.17 のキャリア教育には、男女平等や男女共同参画についての教育を含みます。<br>性的指向・性自認といった多様な性を尊重するための取組は、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.42 に掲載しています。<br>また、包括的性教育については、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」、取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」の「生命(いのち)の安全教育」の取組の中で、関係所管や関係機関と連携し取組を進めていきます。 |
| 47 | 第4次計画に新規に取り入れられた施策の中で、子どもたちへの意識啓発のためにキャリア教育を推進するとある。キャリア教育は職業観の育成であり、多様な課題のあるジェンダーバイアスの一面でしかない。子どもたちのジェンダーバイアスは、   | 重点目標 2 取組 2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」で、幼稚園、保育所、学校、児童館、学童保育所等の教育関係者、地域、保護者といった、「子どもに関わる」大人への意識啓発も実施します。<br>そのため、子どもに関わる大人への意識啓発  |



|                      |  |   |
|----------------------|--|---|
|                      | 幼い頃からの周囲の大人の言動によって形作られるものなので、特に子どもたちに関わる仕事をする大人の意識啓発、子どもたちへの態度や言葉掛けについて学ぶ機会を一層充実させてほしい。  | は、第3次プランと比較して、総合的な教育を含めて拡充しています。  |
| 重点目標2 取組2-2について P.36 |  |   |
| 48                   | <p>重点目標2 取組2-2 取組の方向性(1) 14「地域活動における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施」と23「地域における課題や取組方針の決定過程における男女共同参画の必要性についての意識啓発の実施」に賛同する。ただ、「地域活動団体」では抽象的で、広くとらえれば無数に存在し、狭くとらえれば、都合よく範囲から除外でき自由な解釈が可能となり、実効的な取組を妨げる懸念がある。</p> <p>市内の地域活動は、町内会の行事、八王子まつり等に参加をする御神輿や和太鼓、踊りの団体、ほか多岐にわたる文化や趣味のサークル団体等がある。女性の構成メンバーが増えている一方で、会長職は依然男性で、女性は副会長止まり、地域行事での食事の用意や配膳は女性の仕事という根深い固定的役割分担があるのが現実である。</p> <p>こういった現状を改め、女性の決定権を確保していくことが本プランの目指すことと理解する。しかし、現在の内容だけでは、上に述べたようなことが行われていくのかどうか、曖昧で受け止める人によって違った理解をする余地が大きすぎるため、地域活動団体とはどのような団体を指すのか大きくくりでいいので記載をしてほしい。</p> | <p>企業や地域など社会のあらゆる組織で、性別にとらわれず誰もが参画し、安心して発言・行動できることが必要です。</p> <p>このため、地域に関わる活動しているすべての組織で、男女共同参画が実現していることが最終的には目指す姿であるため、計画では「地域活動団体」としています。そして、あらゆる切り口(防災、まちづくり、子育て等)から活動を通じて男女共同参画の必要性を知ってもらえるよう取組を行う考えです。</p> |
| 49                   | <p>職場や地域における制度・慣行の見直しとして、挙げられている施策は、いずれも、他の項目で取り上げられているものばかり</p>   | <p>重点目標2 取組2-2に記載している取組は、重点目標1取組1-1取組の方向性(1)「女性が社会で活躍するための支援」や取組の方向性(2)</p>   |

|                                    |  |  |
|------------------------------------|--|--|
|                                    | <p>りである。これでは施策の方向性と言えない。</p> <p>制度や慣行の見直しが必要であるとしても、どうしたらそこへ到達するのか示されていない。計画になっていない。</p>   | <p>「ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進」、重点目標 2 取組 2-1 取組の方向性(1)「組織単位での意識啓発」に記載している取組です。これらの取組を同時に行うことで、取組の相互作用により、「職場や地域における制度・慣行の見直し」につながってくると考えております。</p> <p>また、意識を変えないとなぜ制度を変えないといけないかが理解できなかつたり、あるいは意識を変えないと制度や慣行を変えることに反対することも考えられます。</p> |
| <p>重点目標 3 [現状・課題] について P.37～42</p> |  |  |
| <p>50</p>                          | <p>DVにおいては、近年八王子市に住む外国人の割合も増加しており、日本人よりも外国人の方が女性を蔑視する傾向にあると認識しているため、人種別の解析も必要である。相談できなかった理由も大切であるが、どのような事象であったのか明白にしないと対策も取れない。</p>  | <p>DVが発生する原因は加害者の育った環境や、性格のように様々であるため、市内に居住する全ての方(個人)に対して、重点目標 3 取組 3-1 「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」及び取組 3-2 「困難を抱える女性等への支援」に記載されているような被害者や加害者、傍観者を生まないようにするため、幼少期や中高生に対しての意識啓発や、DV被害者に対する支援といった様々な取組を進めていきます。</p>                            |
| <p>51</p>                          | <p>八王子市に男女共同参画推進条例ができ、一歩前進と喜んでいる。</p> <p>DV被害者への視点はあったが、加害者への視点が足りない。</p> <p>加害者は自分の行いが、被害者の心にどのような深刻な傷を負わせるのかについて、想像する力が足りなく、また、自身がなぜそのような行為に及ぶのかについての内省も本人だけでは深まっていかず、再犯を重ねてしまうことは諸外国の実践や日本の専門家グループの実践から明らかである。</p> <p>日本では加害者の内面へのアプローチを伴走する専門家がまだまだ足りないと聞く。八王子市では、他市に先駆けてそのような専門家の支援を受けながら、加害者</p> | <p>DV加害者に対するアプローチについては、自身がDVをしているという自覚がない場合もあり、市からアプローチをしていくことが難しく、司法や警察の役割が重要なものとなると考えています。また、加害者にどう対応していくか、被害者だけでなく多くの方にDVについて知ることが必要であると考えことから、取組 No. 24、32 にその旨を加筆します。</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>対応の仕組みづくりに取り組んでほしいと思います。加害者に対する専門家の伴走がない限り、DV被害は食い止められないと思います。若い職員の皆様の奮闘を期待いたします。</p>  |   |
| 52 | <p>「支援法」で努力義務となっている「配偶者防止センター設置」について考えを明記すべき。</p>   | <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に掲げられている配偶者暴力相談支援センターの6つの機能を簡潔に表しますと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談又は相談機関の紹介</li> <li>2 カウンセリングの実施</li> <li>3 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護</li> <li>4 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助</li> <li>5 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助</li> <li>6 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助</li> </ol> <p>となります。本市においては、これらの機能について、庁内連携した包括的な相談・支援体制の中で対応しています。</p> |
| 53 | <p>2024年4月施行の「困難を抱える女性への支援に関する法律」に関する国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっている。その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている。この基本姿勢を踏まえて策定されるべきである。</p> | <p>ご指摘の趣旨も踏まえ計画を策定していることはもちろんのこと、国の基本方針では「市町村は支援対象者にとって最も身近な相談機能」であり、「困難な問題を抱える女性への支援の主体でもある」ことから、「庁内関係部署はもとより幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し相互に連携」の上、「必要とする支援を包括的に提供すること」と記載があります。そういった市町村としての重要な役割である包括的な相談・支援体制については、重点目標3 取組3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」及び3-2「困難を抱える女性等への支援」取組の方向性(3)に記載しているところです。</p>  |
| 54 | <p>国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、第4次</p>  | <p>性暴力、性的虐待、性的搾取などの性的な被害を受けた方が、一人で抱え込まず、まずは相談をしてもらうことが第一歩となります。そして、適</p>  |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>プランは計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていない。</p> <p>特に「女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視するものである性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けたものに対する支援は重要」である、しかしこれまで取り組みがなされてこなかったことも多い。例えば性的搾取の業態等の実態について市としても調査し、支援が不足している点を明らかにして、施策化していくなど、段階的な充実もプランに盛り込むことが必要である。</p>  | <p>切な支援につなげるために、関係機関との連携も重要です。そこで、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組の方向性(1)(2)(3)に記載をし、関係機関と連携し切れ目のない支援を行います。</p> |
| 55 | <p>他施策における女性の支援状況を把握する必要がある。</p> <p>例えば、保健福祉センターにおける特定妊婦に対する産科受診支援（初診費用）の実施状況や、人工妊娠中絶相談への対応状況等は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの支援に重要であり、その周知がされているか、女性相談部署との連携はできているかについても評価することにより、他施策の活用によって女性支援の充実を図ることができる。</p> <p>子ども家庭支援センターの支援も、子どもの視点からだけでなく、母親である女性の視点から支援を見直し、女性相談支援員が母親である女性の立場からの支援を実施する。そのような視点で、他施策における困難な問題を抱える女性への支援を抽出し把握する作業を行うことが必要である。</p> | <p>困難な問題を抱える女性への支援は、様々な部署の取組と連携して行う必要があります。そのためにも、各部署が行っている取組を把握し、支援の充実につなげてまいります。</p>                        |
| 56 | <p>相談体制の充実に関する具体化が必要である。</p> <p>八王子は市域が広いため、地理的に相談しにくい地域がある。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分</p>  | <p>市全体の包括的な相談・支援体制のもと、関係機関と連携して、包括的な相談体制を整備しています。その中で、他の機関や地域で支援に携わっている方々に男女共同参画の視点も知ってもらい、オール八王子で取り組みます。</p> |

|    |   |  |
|----|---|--|
|    | 保障を図るなど、相談体制の充実についての具体化が必要であり、プランに明記すべきだ。   |  |
| 57 | 新規事業である取組No.37「回復にむけた心理的ケア」については、心理職の配置を行うこと。回復支援は心理ケアに限定されないため、心理職と女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要があることをプランに盛り込むべき。  | ご指摘をいただいたように、回復に向けてはその方の背景や心情を含めた状況、悩みや不安といった気持ちに寄り添いながらお聞きし、適切な機関につなぐなど関係所管や関係機関と連携する必要があると考えており、概要欄に記載しています。   |
| 58 | DVや性暴力などを根絶しようという目標だが、主語はだれか、わからない。市のプランなのだから、市が主語とするならば、根絶させるあるいはするとなる。訂正していただきたい。   | 男女共同参画社会は、行政だけでなく、市民、教育関係者、事業者及び地域活動団体といった社会におけるあらゆる主体と共通認識を持ち、協働して取り組まなければ実現できないことから、このような表現にしています。   |
| 59 | 課題の記述のところで、DVを狭くとらえている。目標のところでもそうだが、DVではなく、きちんと配偶者等（恋人、ストーカーなども入る）からの暴力と表記したほうがいい。施策の方向性のところでは、配偶者等となっている。統一性がない。   | 脚注に「配偶者その他親密な関係にある者（配偶者であった者その他親密な関係にあった者を含む。）からの身体的、精神的、経済的又は性的な暴力のことを言います。」と記載しており、詳しく説明しています。<br>また、現状・課題において、「ドメスティック・バイオレンス」という言葉を多く用いているため、その略称である「DV」という表記にしています。<br>なお、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」については、DVだけでなく、デートDVも含めているため、「配偶者等」としています。 |
| 60 | 相談件数が減少している。相談体制をより強化することが重要である。専門スキルを持った人材の強化、他機関との密接な連携が必要。メニューを広げることは取り組むとのことだが、相談体制の拡充と深化となる施策を求め。つまり、なぜ相談件数が減少しているのかの分析がないから、現状の課題に対して、適切な施策を展開できていないのではないか。 | 男女共同参画センターの相談件数の減少は、市外の方からの相談受付を停止したことが大きな要因と分析しています。一方で、新規相談は増加しており、悩みを抱える方を早期に相談につなげることが重要です。そのためにも、全庁的な包括的な相談・支援体制の中で関係機関と連携を図り、相談・支援を強化したいと考えています。   |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 61 | <p>第3次プランではDV被害者支援につき民間団体への支援を具体的に記載していた。たとえば民間シェルターへの補助金の交付とか活動場所の確保である。</p> <p>今後、DV被害者だけでなく困難を抱える女性等への支援のため民間団体との連携や活動支援はさらに必要となるのは必至である。第3次プラン以上の具体的施策を求める。</p> | <p>困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、民間団体との協働が必要であり、行政と民間団体のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。その中で、民間団体の立ち上げなど、必要に応じて支援も行います。</p>  |
| 62 | <p>市は、2023年1月より養育費確保支援事業を開始している。これは養育費保証契約の保証料を一部補助する等の事業であるが、女性支援法に基づくプランとして、同事業の周知や、養育費不払いに対するさらなる実効性のある施策を策定されたい。</p>  | <p>養育費確保支援事業については、市の子育て応援サイトへの掲載や、男女共同参画センターの相談業務の中で必要に応じて周知等を行っています。今後も子育て関係所管や関係機関と連携し取り組みます。</p>  |
| 63 | <p>「困難を抱える女性への支援の基本的な考え方」を国の基本方針に沿って記載し、女性相談員、女性総合相談員にとどまらず、それぞれの窓口も支援の考え方などの研修を位置づけるべき。</p>  | <p>支援に関わる職員への研修については、重点目標3 取組3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」取組No.31に掲げています。</p>   |
| 64 | <p>女性相談員の増員、正規の職員としての配置が求められる（各事務所に専門家を配置）</p>  | <p>困難な問題を抱える女性への支援については、女性相談員のみが担うのではなく全庁的な包括的な相談・支援体制の中で、様々な機関における相談員や支援員が連携を図りながら行います。</p>   |
| 65 | <p>DV、性暴力の根絶は大変急がれる対策だが、具体的な取り組みの記載がない。しっかり予算をつけて公的支援の充実してほしい。第3次プランよりも具体性にかけていると思います。</p> <p>子どもの頃から発達段階に応じて正しい知識を身につけるため、包括的性教育の実施を明記してほしい。</p>                   | <p>DVや性暴力等の対策については、相談や支援、啓発などについて重点目標3 取組3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」及び3-2「困難を抱える女性等への支援」で記載しています。包括的な相談・支援の中で関係機関と連携してしっかり取り組みます。</p> <p>また、包括的性教育については、重点目標3 取組3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」、取組3-2「困難を抱える女性等への支援」における「生命（いのち）の安全教育」の取組の中で、関係所管や関係機関と連携しながら、取組を検討していきます。</p> |

|    |  |  |
|----|--|--|
| 66 | <p>重点目標 3 DV・性暴力・性的虐待については、個々人の問題解決に留まらず、性搾取が容認されている社会構造そのものを変えていくことが必要。学校教育の場だけでなくライフステージに合わせて、DVや性加害を引き起こさないための啓発の内容とその機会を具体的に考えてほしい。</p>  | <p>重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」取組No.24、32、取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.40、41 で、学校教育の場だけでなく講座等の啓発を行い、被害者だけでなく、加害者や傍観者を生まないための取組を行います。</p>  |
| 67 | <p>第3次プランではリプロダクティブヘルス/ライツについて重点課題として取り上げられその普及を図るとしていましたが、今回第4次プランでは扱いが小さくなった。幼児に向けたプライベートゾーンの話、小学生への命の安全教育、中学生へのいのちの授業、高校生へのデートDV予防の意識啓発は全てリプロダクティブ・ヘルス/ライツに基づいた人権教育であり、リプロダクティブヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）という考え方そのものを浸透させてほしい。</p> | <p>リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」取組No.33 及び取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.39 の「生命（いのち）の安全教育」で意識を浸透させていきたいと考えております。なお、より多くの方にリプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていただくために、コラムを作成します。</p>  |
| 68 | <p>助産師等専門家が常駐する予期せぬ妊娠に関する相談窓口やユースクリニックを設置してほしい。</p>  | <p>現在、若者からの人間関係などに関する相談は、若者総合相談センターや男女共同参画センター等で相談員等が、健康相談は保健所や保健福祉センターで保健師等が受けており、必要に応じて専門機関を含めた関係機関と連携を図っています。重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」に基づき、今後も、若者が性や身体のことについて気軽に相談できる体制を継続します。</p> |
| 69 | <p>困難女性への支援やリプロダクティブヘルス/ライツを尊重する一環として、市内薬局での緊急避妊薬・経口中絶薬の取り扱いを促進してほしい。</p>  | <p>ご意見は、国の動向を注視しながら、今後の取組の参考とします。</p>  |
| 70 | <p>生理用品の公共施設や学校トイレに設置など、予算化を希望します。</p>   | <p>生理用品の配布は、生理用品を購入できない要因を把握することが重要であると考えていることから、トイレに設置するのではなく、窓口等での配布が望ましいと考えています。</p>  |

| 重点目標 3 取組 3-1 について P. 44～47 |  |  |
|-----------------------------|--|--|
| 71                          | 被害者の早期発見の取り組みがある。その実施・連携として、市民と記載されているが、市民に通報義務を課すという事か。説明していただきたい。                                      | 相談を受けた市民である友人・知人等が市等への相談をすすめるように促すことを想定しており、通報義務を課すことは考えていません。   |
| 72                          | 地域で活動している支援者等に研修を実施、の取り組みがある。その実施・連携として、地域活動団体と記載されている。どういった団体を想定しているのか、詳しく説明してください。                     | 企業や地域などあらゆる組織では、性別にとらわれず参画し、誰もが安心して発言・行動できることが必要です。<br>このため、地域で活動しているすべての組織で男女共同参画を実現していることが最終的に目指す姿であるため、「地域活動団体」としていません。そしてあらゆる切り口（防災、まちづくり、子育て等）からの活動を通じて男女共同参画の必要性を知ってもらえるよう取組を行う考えです。 |
| 73                          | リプロダクティブ・ヘルス・ライツは、条例の基本理念の1つであり、十分な施策が必要である。子どもを対象とした教育のみならず、あらゆる世代に対して十分な情報提供が必要である。                    | リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」取組No.24、32などの男女共同参画に関する理解を深めるための啓発の中でも取り入れる考えです。なお、より多くの方にリプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていただくために、コラムを作成します。                                       |
| 74                          | 取組 No. 33 生命（いのち）の安全教育はとても重要な取組。「性教育」としっかり明記し、学校での性教育を推進してほしい。   | 身体や生殖のしくみを学ぶ「性教育」だけでなく、人間関係やジェンダー平等なども学ぶ必要があることから「生命（いのち）の安全教育」としています。   |
| 75                          | 2023 年度にはDV防止法の第 5 次改正があったにもかかわらず、それについての言及がなく、改正をどのように施策に反映していくか、市の窓口での相談に反映していくかが書かれていないので、記載されるべきである。 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の令和 5 年一部改正は、「計画策定の背景」の「国の動き」の中で記載しています。<br>改正内容の保護命令等は、これまでと同じように相談等の中で必要に応じて関係機関と連携することになります。  |
| 76                          | DV 被害者支援を行う民間団体への支援の実施を明記すべきである。第 3 次プランでは具体的に記載されていた。民間団体への補助金交付・活動場所の確保等は、3-                           | 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、民間団体との協働が必要であり、行政と民間団体のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要です。その中で、民間団体の立ち上げなど、必  |



|                             |   |   |
|-----------------------------|---|---|
|                             | 2 の困難を抱える女性等への支援に関する、女性支援新法の民間団体との協働にも関連して、必須である。   | 要に応じて支援も行います。   |
| 77                          | 配偶者暴力相談支援センターの設置は支援法で努力義務となっているが、すでに都内 20 区で設置されている。中核市である八王子市は当然設置する必要がある、プランにきちんと明記してほしい。第 3 次プランでは設置検討となっており、その結果が示されていない。 | <p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に掲げられている配偶者暴力相談支援センターの 6 つの機能を簡潔に表しますと</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談又は相談機関の紹介</li> <li>2 カウンセリングの実施</li> <li>3 被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護</li> <li>4 被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助</li> <li>5 保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助</li> <li>6 被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助</li> </ol> <p>となります。本市においては、これらの機能について、庁内連携した包括的な相談・支援体制の中で対応しています。</p> |
| 重点目標 3 取組 3-2 について P. 48～52 |   |   |
| 78                          | <p>困難を抱える女性への支援の相談メニューを具体的に。</p> <p>さまざまな相談メニューとあるが、具体的にどんな相談体制があるのか所管を明らかにすべき。</p>   | <p>具体的な取組については、その時の状況に応じて情報収集を行いながら事業を実施し、それに対して毎年度評価を行いながら、目標に向けて推進していきます。</p> <p>市全体の包括的な相談・支援体制のもと、関係機関と連携して包括的な相談体制を整備しています。その中で、他の機関や地域で支援に携わっている方々に男女共同参画の視点も知ってもらい、オール八王子で取り組みます。</p>  |
| 79                          | <p>包括的性教育の実施を追加<br/>(理由)</p> <p>・性暴力・性の商品化の防止、性の多様性の尊重の為にきちんとした教育が必要。</p>   | <p>包括的性教育は、重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」取組 No. 33 及び取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組 No. 39 の「生命 (いのち) の安全教育」の取組の中で、関係所管や関係機関と連携しながら、取組を進めていきます。</p>  |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 80 | <p>困難を抱える女性等への支援についての基本的考え方として、国の基本方針では、男女共同参画計画等政策的に関連の深い計画と一体のものとして策定することができるとはなっているが、その場合に「女性であることに起因して、日常生活及び社会生活において困難な状態に陥りやすい女性を支援することにより、男女平等の実現に資することを求めている法の趣旨に従い、本基本方針に基づく記載事項が適切に盛り込まれるよう留意することが必要」とされている。この基本姿勢を踏まえて策定されるべき。今回、提案された中身は非常に薄っぺらで現状分析もできていないと思われるし、法の理解も十分ではない。取組3-2全体を削除して、再検討後に支援法に基づく八王子計画を策定するというのも一案と考える。</p> | <p>ご指摘の趣旨も踏まえ計画を策定していることはもちろんのこと、国の基本方針では「市町村は支援対象者にとって最も身近な相談機能」であり、「困難な問題を抱える女性への支援の主体でもある」ことから、「庁内関係部署はもとより幅広い部署がそれぞれ主体性を発揮し相互に連携」の上、「必要とする支援を包括的に提供すること」と記載されています。その市町村としての重要な役割である包括的な相談・支援体制について、重点目標3 取組3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」及び取組3-2「困難を抱える女性等への支援」の取組の方向性(3)に記載しています。</p> |
| 81 | <p>「地域で活動している支援者等に対して研修」となっているが、どのような団体を想定しているのか。民生委員を想定しているのか。そして、研修を受けた民生委員が、困難女性支援法の相談の窓口、とお考えなのか。市の見解をお聞きする。民生委員がその役割をできるとは思えない。</p>  | <p>令和5年度(2023年度)に試行的に民生委員の方を対象に研修を行いました。</p> <p>民生委員のように日頃から地域において支援活動をしている方に、男女共同参画に関する視点を知ってもらうことで、困難な悩みを抱えていることに気づき、相談窓口につながると考えています。</p>   |
| 82 | <p>様々な相談メニューの実施というが、相談するとどういった支援につながるのか、明示されていない。困難女性のための相談って、どんなイメージなのか。アウトリーチするのか。回復の道筋を示せるような相談になるのか。自己決定の場にしていく事ができるような相談体制をどう組めるのか。より具体的な相談体制の提示が必要だ。専門的支援ならびに人材確保についての市の考え、具体策がない。今のままでの相談体制で、困難女性への支援ができるとは思えないので、具体的な人材配置について明記すべき</p>  | <p>困難な問題を抱える女性の悩みは多様化、複雑化、複合化していることから、庁内における包括的な相談・支援体制の中で関係機関と連携して早期発見から支援まで行います。</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 83 | <p>関係機関と連携した切れ目のない支援で心理的ケアの取組がある。心理職の配置を行うのか、お聞きする。また、回復のケアは心理的ケアだけでない。女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要があるが、どのように考えているのか。</p>  | <p>回復に向けてはその方の背景や心情を含めた状況や悩みや不安を気持ちに寄り添いながらお聞きし、適切な機関につなぐなど関係所管や関係機関と連携する必要があると考えております。そういった包括的な相談・支援体制の中で心理職の配置の必要性について検討していきます。</p>   |
| 84 | <p>支援調整会議の設置、関係機関を明記する。支援調整会議を実施する際の調整を担当する部署についても、現場の女性相談支援員が積極的に出席できるようにする必要があります。</p>  | <p>現在、市全体で包括的な相談・支援体制を図っており、その体制の中で、支援調整会議の設置等について検討していきます。</p>   |
| 85 | <p>関係機関と連携した切れ目のない支援で八王子版ネウボラの記載がある。しかし、困難女性とは、こういった支援体制から外れた人。ここに記載することの違和感がある。必要なのは、保健センターにおける特定妊婦に対する産科受診支援（初診費用）の実施状況や、人工妊娠中絶相談への対応状況等は、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点からの支援が重要であり、その周知がされているか、女性相談部署との連携はできているか、である。</p> <p>他施策の活用によって女性支援の充実を図ることができる工夫を明記されたい。</p> | <p>八王子版ネウボラは、母子の健康上の異変のみならず、貧困や虐待、産後うつ等の問題の早期発見、予防、早期支援につなぐことができることから、困難な問題を抱える女性への支援にもなります。</p> <p>事業の周知は、市の子育て応援サイトで行っており、事業の実施にあたっては、市内3ヶ所の保健福祉センターが子ども家庭支援センターや地域の子育てひろば等の子育て支援サービス、医療機関、保育園、幼稚園、学校、さまざまな相談機関等と連携しています。</p> |
| 86 | <p>安全・安心な暮らしのための意識啓発で生命（いのち）の安全教育の実施が掲げられている。しかし現在の「いのちの授業」の実施で大丈夫なのかの検証が必要。私としては、中絶や避妊、婚外妊娠、育てられない場合の対応など、いのちのもう一つの側面をしっかりと学ぶことの必要性を感じている。だからこそ、自分自身の体と心の自己決定権を本人がきちんと持つという、リプロの視点がないとエンパワーされない。意識啓発や情報提供だけでなく、もっと多様な施策を展開すべき。例えば、避妊</p>                     | <p>生命（いのち）の安全教育では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点も含めた取組を行います。また、中絶や避妊などについては、今後の取組等の参考にします。</p>   |

|    |  |  |
|----|--|--|
|    | について、CAPの取り組み など。  |  |
| 87 | <p>「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の目的・理念が明記されるべき。</p> <p>「女性の福祉の増進」「人権尊重」「男女平等の実現」「女性の意思の尊重と多様な支援を提供する体制づくり」「民間団体との協働」</p>   | <p>計画には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の目的・基本理念を踏まえた取組を記載しています。なお、目的・基本理念を含め、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、冊子の巻末に参考資料として掲載する予定です。</p>  |
| 88 | <p>「困難を抱える女性への支援の基本的な考え方」を国の基本方針に沿って基本計画に記載し、女性相談支援員、女性総合相談員だけでなく、他の部署の窓口も、「女性支援に必要な支援の考え方」を研修することが必要。</p>   | <p>市全体の包括的な相談・支援体制の中で職員と相談・支援に関わる関係機関の方々に男女共同参画研修を継続して実施します。</p>   |
| 89 | <p>国の基本方針にある「当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題の把握」が出来ていないため、計画に具体性が欠け、実効性ある施策が描けていない。</p> <p>以下、具体的に述べる。</p> <p>①女性相談支援員（現婦人相談員）・女性のための総合相談における相談実態の把握と分析が必要。</p> <p>*年齢・国籍・婚姻の状況等の属性・居住地域・相談内容（主訴だけでなく複合的な問題を把握する）の種別などの統計から、どのような年齢層や地域が相談にアクセスしにくいのか等の課題を明らかにし、支援に繋がりにくい女性に支援が届く方策を具体化する。</p> <p>*若年層など相談に繋がりにくいことが自明な層への働きかけは、すぐに施策化できるし、必要性も高いので、基本計画に盛り込むべき。豊島区における「ピコカフェ」のような行政が予算化して若年女性の居場所をつくり、ゆるやかな関わりのなかで、リプロダク</p> | <p>これまでも男女共同参画センターにおける相談を通して、困難な問題を抱える女性のニーズを把握し、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組 No. 36～38 などの取組に反映したところ。今後、更に現状・課題を把握するために、相談につながっていない方を一人でも多く相談に結びつけていくことも必要であることから、取組 No. 34 などの取組を行ってまいります。</p> <p>現在は30～50歳代の方の相談が多いことから、その他の世代の方も相談に結びつけられるよう、庁内の包括的な相談・支援体制の中で、関係所管とも連携して取り組みます。</p> <p>また、若年女性の居場所づくりについては、今後の取組の参考とします。</p> <p>性的な被害を受けたものに対する支援については、性暴力、性的虐待、性的搾取などの性的な被害を受けた方が、一人で抱え込まずに相談をしてもらうことが第一歩となります。そして、適切な支援につなげるためには、関係機関との連携も重要です。そこで、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組の方向性(1)(2)(3)に記載をし、関係機関と連携し切れ目のな</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>ティブ・ヘルス&amp;ライツの観点からの啓発や相談を行うことは、ひとつのモデル。市として補正予算等で予算化することによって年度内にできる。</p> <p>*相談内容や事例の分析は、他施策との連携状況にも着目する。相談員が必要な施策や情報にアクセスしやすい環境にあり、福祉、保健などの他部署との連携が円滑であるかも重要で、これについても評価し改善が必要な点を洗い出す。</p> <p>*国の基本方針にあるように「女性の尊厳を傷つけ、女性の人格を軽視する者である性暴力、性的虐待、性的搾取等の性的な被害を受けたものに対する支援は重要」である、しかしこれまで十分な取り組みがされてこなかったことも多いので、例えば性的搾取の被害実態、性的搾取の温床となっている業態等の実態について市としても調査し、支援が不足している点を明らかにして、施策化していくなど、段階的な充実も基本計画に盛り込むとよいのではないか。</p> | <p>い支援を行います。</p>  |
| 90 | <p>国の基本方針では、基本計画策定前に地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を、例えば一時保護を行った者の人数、対象者の年代等の属性及び保護理由など多くの項目について把握することを求めている。</p> <p>保健センターや子ども家庭支援センターなどの関係所管における困難な問題を抱える女性への支援を抽出し、把握する作業が必要であり、また、児童相談所や警察、民間団体など関係機関からのヒヤリングやデータの分析などが不十分なため、八王子市における現状と課題が明らかにされていない。そのため、取組内容に具体性が</p>  | <p>外部機関との連携については、「ドメスティック・バイオレンス被害者支援連絡会」や「ドメスティック・バイオレンス被害者支援関係機関担当者会」等において情報共有を図っています。また、女性の相談に係る部署との連携により状況把握をしています。引き続き、現状及び課題を認識した上で、取組を実施します。</p> |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | ない。早急にこれまでの取組や実績に基づいた分析を実施し、現状と課題を明らかにすること。   |   |
| 91 | <p>女性相談支援員の増員と資質向上について明記する。</p> <p>八王子は市域が広いと、地理的に相談しにくい地域があることが予測できる。女性相談支援員（現婦人相談員）を各事務所に配置する、専門職を登用する、研修等により人材育成を行う、専門職による正職員化などにより身分保障を図るなど、相談の充実に関する具体化が必要である。</p> <p>新規事業である「回復にむけた心理的ケア」については、心理職の配置を行うのか？そのためには予算化が必要であり、さらに心理職と女性相談等の他部署のソーシャルワークとの連携も視野に入れる必要がある。（回復支援は心理ケアに限定されないため）</p> | <p>市全体の包括的な相談・支援体制のもと関係機関と連携して、包括的な相談体制を整備しています。その中で、他の機関や地域で支援に携わっている方々に男女共同参画の視点も知ってもらい、オール八王子で取り組みます。</p> <p>回復に向けてはその方の背景や心情を含めた状況、悩みや不安といった気持ちに寄り添いながらお聞きし、適切な機関につなぐなど関係所管や関係機関と連携する必要があると考えており、概要欄に記載しています。</p>   |
| 92 | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を、資料として掲載すべきである。   | 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」を含めた関連する法律等は、資料編に記載します。  |
| 93 | 国の基本方針は支援対象者が必要とする支援を包括的に提供することから、取組の方向性（3）「関係機関と連携した切れ目のない支援」を関係機関と連携した切れ目のない包括的支援」とし、下段の説明文中の「支援体制」を「包括的支援体制」とすること。   | 重点目標 3 取組 3-1「配偶者等からのあらゆる暴力の防止と根絶」及び取組 3-2「困難な問題を抱える女性等への支援」は、様々な関係部署や関係機関と連携して、困難な問題を抱える女性を支援するという趣旨で本計画において記載しています。そのため、ご意見を踏まえ、厚生労働省作成の「女性新法基本方針概要」の基本理念の記載にも合わせるため、取組の方向性（3）を「関係機関と連携した切れ目のない包括的な支援」に、下段の説明文中の「切れ目のない支援」を「切れ目のない包括的な支援」に、「支援体制」を「包括的な支援体制」に修正します。 |
| 94 | 関係機関は民間団体を含むとなっているが、民間団体の把握及び連携協力について具体像を示すこと。  | 課題ごとに連携する民間団体・内容は様々であり、困難な問題を抱える女性等の課題は多様化、複雑化、複合化していることから、具体的に記載   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
|     |   | することは難しいと考えます。   |
| 95  | 困難な問題を抱える女性への支援を行う民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するにあたっての支援や、女性支援を行う意向のある団体の立ち上げについて支援を実施すること。   | 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、民間団体との協働が必要であり、行政と民間団体のそれぞれの強みを生かした相互連携が重要となります。そういう中、必要に応じて民間団体への支援も行います。   |
| 96  | 困難な問題を抱える女性が相談や支援者、社会とつながり、回復していくために居場所は重要である。女性たちの安全な居場所を提供すること。   | ご意見については、今後の取組の参考にします。   |
| 97  | 困難な問題を抱える女性の支援には、子育てや就労支援のみならず、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護などの制度利用が必要となる。取組 No36 の概要では不十分である。上記の制度利用支援も明記すること。  | 実際の支援にあたっては、ご指摘の関係機関との連携も含め、記載していない様々な制度の利用支援も必要だと考えます。しかし、全ての支援を記載することは難しいため、「事業の例」を追記します。  |
| 98  | 性暴力や性の商品化の防止、妊娠・出産等（取組No.39～41）については、基本的に「リプロダクティブ・ヘルス・ライツ」の視点を女性をもつことが必要であり、取組の中心とする考えを明記すること。   | リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方は、女性だけでなく男性が知ることも大切であることから、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.39 に記載しています。なお、より多くの方にリプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていただくために、コラムを作成します。   |
| 99  | 「予期せぬ妊娠」は直ちに対策が必要な重要課題である。具体的な施策を盛り込むべきである。   | 「予期せぬ妊娠」は重要な課題として認識しており、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.38 をはじめ、関係機関と連携して取組を進めます。   |
| 100 | リプロダクティブヘルスライツについての位置づけがよわい。性暴力や被害がこれまでは被害者からの告発なども抑圧されてきていたとおもうが重大な問題として取り組みを重点項目とするべきである。AV被害、SNSなどへのアクセスやリテラシー教育など性にかかわる健康などについての知識などの情報提供を位置づけ実施することが必要である。 | 性暴力は重大な問題であることから重点目標として「重点目標 3 DVや性暴力などを根絶しよう」に掲げています。<br>そして、「AV出演被害」、「JKビジネス」、「SNSを利用した性被害」等の若年層の様々な性暴力被害を防止するための意識啓発と情報提供については、重点目標 3 取組 3-2「困難を抱える女性等への支援」取組No.40、41 の中で、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方も含めて実施します。なお、より多くの方にリプロダクティブ・ |

|        |   |   |
|--------|---|---|
|        |   | ヘルス/ライツを知っていただくために、コラムを作成します。   |
| 101    | 国は現状と課題を分析し、女性相談支援員の配置人数や協働する民間団体数、相談担当職員の研修受講率、窓口の認知度等の目標を立てることを例示しています。具体的な目標設定を求めます。   | 様々な体制を整えることは大切ですが、困難な問題を抱える女性が相談に結びつくことが重要な点であることから、新規相談件数を指標にしています。  |
| 全体について |   |   |
| 102    | 重点目標 1～3 に反する事例が無いのであればこの様な目標を持つ必要もなく不要ではないか。実際の事例に鑑みて対策を練ったり、他区市町村での事例を元にして、八王子市においても発生する危険があれば対策を練るのも必要と思う。八王子市に何か相談があったのか。   | <p>事例について、重点目標 1 は、本市でも市の管理職、小中学校の校長及び副校長、地域活動団体である町会・自治会の役員の女性比率が低いことや、事業者においては、女性経営者が少ない状況です。重点目標 2 は、令和 4 年度（2022 年度）に実施した市民意識・実態調査で、性別による固定的な役割分担意識に基づく様々な言動を受けたことがある人の割合が 2～3 割以上という状況があります。</p> <p>重点目標 3 は、DV や性暴力について、様々な相談が市に寄せられている状況があります。</p> <p>上記のような本市の状況を鑑み、重点目標としています。</p> |
| 103    | <p>八王子市男女共同参画推進条例の基本理念が第 4 次プランに反映されていない。</p> <p>「八王子市男女共同参画推進条例」の第 4 条「市は前条に規定する基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、および実施する責務を有する」と記載されているが、「第 4 次プラン」案では「条例」の基本理念 6 項目を実現させるための施策が十分とはいえない。条例に基づいて審議会で検討したとのことであるが、その発言や記録を見る限り、現審議会委員が「条例」の基本理念を共有しその実現に向かって検討したとは思えない。今後、プランの評価にもあたる審議会のメンバーである。ぜひ「条例」の基本理念について審議会で時間をとり学んでほしい。</p> | <p>本計画の策定においては、「男女共同参画推進条例」の基本理念全てを重点目標や取組の中に包含しており、体系図にも記載しました。</p> <p>男女共同参画推進審議会においても、男女共同参画推進条例の基本理念に基づいて、各々の分野からの様々な視点でご意見をいただいています。</p>   |



|            |  |  |
|------------|--|--|
| <p>104</p> | <p>男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改訂版とのかかわり</p> <p>1989年に「女性のための八王子プラン」ができてから30年余り、都や国の動きと合わせ、第3次改訂プランまで営々と実践してきた八王子の「男女共同参画推進施策」をどのようにとらえているのか。</p> <p>基本目標の実現に向けて第3次プランで積み残したことは何か、めざす姿をなくすなど大きく構造を変えた第4次プランの体系図の中でどう引き継いでいくのか施策の継続性、一貫性が見えない。これまで取り組んできたことがいつの間にか消えて（消して）しまったのでは困る。</p> <p>単純に取り組み数を見てみると、第3次プランでは64あった取り組みが、今回は42。</p> <p>そのうち7項目はダブっているので、実質35である。</p> <p>今回外された第3次プランでの取り組みは、果たして目標が達成されたから外したのか、</p> <p>目標達成が困難だから外したのか、検証が必要である。</p> | <p>男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）の評価は、令和4年度（2022年度）に実施し、報告書を作成しました。その評価における課題（積み残し含む）を踏まえ、男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）を作成しています。</p> <p>また、条例施行後の初めてのプランであることから、これまで以上に男女共同参画を推進するために、効率的に効果が出る取組とするため重点を絞っています。その結果、項目数は減少していますが、取組内容の充実を図っています。</p> |
| <p>105</p> | <p>「行政が推進力」について</p> <p>「行政が推進力」と称して、行政が率先して取り組むべき当たり前のことが次の6項目挙げられている。取組No.</p> <p>6 市役所における職場環境作り</p> <p>7 産前産後休暇・育児休業取り組み者への研修の実施及び情報提供</p> <p>11 女性管理職比率の向上</p> <p>15 職員研修の充実</p> <p>16 男女共同参画の視点に立った行政運営</p> <p>22 市役所における職場環境作り</p> <p>市役所が率先してやることに異議はないが、「公務員はいいよね」で終わってしま</p>  | <p>行政の内部環境を良くすることが目的ではなく、行政が率先して取り組むことで企業等に波及させ、社会全体の推進力につなげたいと考えています。そのために企業等と情報交換を行い、関係所管や商工会議所等の関係機関と連携し取り組んでいきます。</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>っては何もならない。これらのことが一般企業の中でどうしたら実現できるのか、そのための施策が必要なのではないか</p> <p>実施機関が「市」とのみ書かれていて事業者や教育機関への働きかけは考えていないようだ。</p> <p>まさか取り組みやすいものをプランに入れていったというわけではないだろうが、安易な姿勢が見える。</p> |   |
| 106 | <p>「人権尊重」「男女平等社会の実現」といった、憲法を始めとしたDV防止法や困難女性支援法などの基本理念がどこにも書き込まれていないことはとても残念です。その趣旨にのっとっているという事でしょうが、きちんと言葉として、書き込むことによって、より徹底させることになるので、検討してください。</p>                  | <p>本計画は、「日本国憲法」、「男女共同参画社会基本法」にうたわれている理念を尊重し、「人がひととして尊重されいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現をめざして」という基本目標を掲げています。全ての考え方や文言を本計画中に網羅するのは難しいことから、巻末に「資料」として関連する法律等を記載します。</p>  |
| 107 | <p>実施機関に第3次プランにあった担当所管を明記し、実施機関の責任が明らかになるようにすること、ジェンダー主流化を図るためプランの進行管理を男女共同参画課が担うことを明記すること、また推進の中心として男女共同参画センターを位置づけることを求める。</p>                                       | <p>担当所管は組織改正により計画策定時から名称や所掌事務が変更となることが想定されるため、具体名については記載しません。</p> <p>また、ご意見を踏まえ、「プランの推進・進捗管理体制」という項を作成し、掲載します。男女共同参画課（男女共同参画センター）が中心となり取組を進めることは当然であるため、記載ませんが、本計画策定の趣旨として、市全体で取組を行い、市民、教育関係者、事業者、地域活動団体等あらゆる主体と連携するため、その旨を記載します。</p> |
| 108 | <p>ジェンダー平等もリプロダクティブ・ヘルス・ライツも、あらゆる施策において主流となるべき目標である。これをプランの中で明確化すること。</p> <p>そもそもプランはまちづくりのためではなく、条例の基本理念に掲げられたとおり、差別撤廃、基本的人権の保障のためにあることを市が十分把握した上で、プランに反映されたい。</p>    | <p>「ジェンダー平等」は、「本計画に特に関連の深い項目」として、SDGsとの関わりがわかる項を作成し、その中に記載します。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、新規事業の「幼児期からの意識啓発」、既存事業の充実として、「中学生・高校生等を対象としたデートDV予防に関する意識啓発」を記載しています。</p> <p>本計画は、「男女共同参画推進条例」の基本理念や、様々な法律等の考え方を踏まえ、策定してお</p>                         |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | ります。  |
| 109 | 資料の掲載について、男女共同参画課調べとしているが、八王子市男女共同参画課調べとすべき。   | ご意見を踏まえ、本計画中の「令和4年度(2022年度)市民意識・実態調査(八王子市)」の表記を「八王子市 令和4年度(2022年度)市民意識・実態調査」、併せて「男女共同参画課調べ」を「八王子市 男女共同参画課調べ」に修正します。 |
| 110 | 条例に基づいて策定する『男女が共に生きるまち八王子プラン(第四次)』がより実情に即し、即応できるプランとするために、市民や当事者の声を聞き反映してください。                                   | 今回実施したパブリックコメントで市に寄せられたご意見や、現在までの事業実施の中で見えてきた現状分析や課題、男女共同参画推進審議会での審議内容等を踏まえ、策定します。                                  |
| 111 | 第3次プランに明記されていたように、4次プランにもSDGsの国際的な目標としてもジェンダー平等を明記し、市が施策を策定し推進する責務を果たしてほしい。                                      | ご意見を踏まえ、本計画とSDGsとの関わりがわかる項目を明記します。  |
| 112 | 概要版の「プラン策定の趣旨」において、八王子市の男女共同参画行政の進展を市民にも感じてもらうため、「男女共同参画推進条例」の施行により、「苦情処理委員会」や「男女共同参画推進審議会」が設置されるようになったことを明記すべき。 | 概要版は、パブリックコメントの実施にあたり、全体像がわかるよう作成したものです。ご意見は、今後の資料作成の参考とします。<br>なお、苦情処理委員会の設置については、「2次画策定の背景(1)八王子市の取組」に追記します。      |
| 113 | (概要版 重点目標2 課題2-1について)「原因として…残っている」は主語述語関係が適切でない。   | 概要版は、パブリックコメントの実施にあたり、全体像がわかるよう作成したものです。ご意見は、今後の資料作成の参考とします。  |

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 114            | <p>(概要版 重点目標 2 課題 2-2 について) 意識と行動と制度や環境は相互再生産関係にあるのではないか? 原案の記述は、意識のありようが一義的原因でそれが行動選択や制度のありようを変えていくという一方向の直線関係が想定されているように感じられる。</p> <p>同調圧力による言動抑制を例示して制度や慣行が課題化されている。例示にしても、特定・具体的過ぎて基本計画の上位の施策の表記には相応しくないと思う(事業次元が相当ではないでしょうか)</p> <p>また、文章がこなれていない。</p>                | <p>概要版は、パブリックコメントの実施にあたり、全体像がわかるよう作成したものです。ご意見は、今後の資料作成の参考とします。</p>     |
| 115            | <p>(概要版 重点目標 3 課題 3-1 について) DV 被害者の状態は多様であるにもかかわらず、「DV は被害者であることを自覚しないまま周囲が気づかないまま深刻化してしまう。」と、同じく多様であるはずの性暴力被害者を「性暴力については、周囲に相談しづらく一人で抱え込んでしまう。」と決めつけ、特定の状態を一般化してしまっている。</p> <p>被害者の経験を定義/解説してしまっており、二次加害になることを懸念する。</p> <p>また、これらの記述は具体的過ぎて基本計画の上位の施策の記述にはふさわしくないと思う。</p> | <p>概要版は、パブリックコメントの実施にあたり、全体像がわかるよう作成したものです。ご意見は、今後の資料作成の参考とします。</p>     |
| 116            | <p>概要版に見られる各目標についての課題説明がいずれも概念的であり、一部の実態を全体化し問題を単純化している。組織の制度や慣行による同調圧力が発言、行動を抑制するのは一例である。課題の表現が矮小化されています。</p>   | <p>概要版は、パブリックコメントの実施にあたり、全体像がわかるよう作成したものです。ご意見は、今後の資料作成の参考とします。</p>     |
| <p>その他について</p> |  |   |
| 117            | <p>男女共同参画などという日本では意味のないことにお金を掛けないで、別の有意義なことに税金を使用して欲しい。</p>  | <p>家庭、学校、職場、地域等あらゆる分野で多様な人材が活躍することによりイノベーションが創出され、地域経済や地域活動団体の活性化につ</p> |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     | <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女雇用機会均等法により、その職を望めば機会が与えられている。今、皆がやろうとしていることは、度を越して意味もなく男女半々を目指している。求人男女半分にした場合に実力が伴わない人が会社に入ることにより、会社や入社した人、社会全体、国家全体にとっても不幸なことになる。</li> <li>・そもそも男女の役割分担の何が悪いのか。男女が共に働かなければいけないこの現状をなんとかしてほしい。全ては真面目に働いている日本人の平均収入を上げることにこそ、エネルギーを注いでいただきたい。</li> <li>・他の国で行われている男女共同参画は本当に健全か？他の国には他の国の事情がある。日本の女性の幸福度は現状、世界でもかなり上位にランキングされているはずだ。</li> <li>・家で子育てをする女性は「仕事でもないし、輝いていない」のか？少子化が騒がれている中、何故、ますます女性が子供を産ませないように仕向けるのだ？なぜ、これほどまでに子育てという偉大な仕事から女性を遠ざけようとしているのか理解に苦しむし、実に腹立たしい。</li> </ul> | <p>なおります。また、政策・方針の意思決定過程に男女双方が参画することで、一方の性別に偏った考え方の社会ではなく、男女が共に暮らしやすい社会を築き上げることもつながります。</p> <p>一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、性別にかかわらず誰もが多様な生き方を選択できる社会を目指すためにも、男女共同参画の推進は必要であると考えます。</p> |
| 118 | <p>市の職員のみなさんがこの課題についてしっかり研修し、市民への対応を心がけていただくことが必要と思います。</p>  | <p>ご指摘のとおり、男女共同参画社会を実現するためには、行政が推進力となって取組を進めていく必要があると考えています。そのため、重点目標 2 取組 2-1「性別による固定的な役割分担意識の改革」に記載しているような管理職も含めた職員を対象とした、男女共同参画に関する理解や認識を深めるための研修等を実施していきます。</p>           |
| 119 | <p>パワー・ハラスメント等を発生させないため、職場内防犯カメラの設置を呼びかける。</p>   | <p>パワー・ハラスメントは性別に関わりなく起こり得る問題であるため、本計画には取組の方向性や具体的な取組については記載していません。一方、性別に関わるハラスメントであるセクシュア</p>  |

|     |  |   |
|-----|--|---|
|     |  | ル・ハラスメントについては、重点目標 1 取組 1-1「働く場等における男女共同参画の推進」及び重点目標 2 取組 2-2「職場や地域における制度・慣行の見直し」に、記載しています。 |
| 120 | パワー・ハラスメントを防ぐために、小学校の道徳の教科を更に充実させたり、中学校でも道徳を教えても良いのではと思う。  | ご意見は、今後の取組等の参考とします。   |
| 121 | 女性アスリートの活躍を広く発信<br>①女子ラクロス部の試合や活動をメディアを通じて発信することで、女性アスリートの活躍を多くの人に知ってもらうことができ、女性の社会進出に貢献できる<br>②中央大学女子ラクロス部のユニフォームに「八王子市」のロゴを掲載        | ご意見は、今後の取組等の参考とします。   |
| 122 | 八王子をラクロスの街にする<br>①八王子の子どもたちにラクロス教室の開催（湘南、市原、大田、横浜、浜松、所沢、いわき等のキッズラクロスがある）<br>②競技場が八王子市にはたくさんあるので、国際大会などで利用する。<br>③ 女性のラクロス選手を地域の観光PRに活用 | ご意見は、今後の取組等の参考とします。   |
| 123 | 女性アスリートの就職支援企業の参画<br>① アスリートの方々が自分の競技に集中できるような就職支援を行う<br>② 女性アスリート向けの説明会やセミナーを行う   | ご意見は、今後の取組等の参考とします。   |
| 124 | 有期職員採用をやめ、正規職員として安心して働き続けることができるようにし、必要な研修の機会を保障することが必要だと思います。   | ご意見は、今後の取組等の参考とします。   |
| 125 | 男女の賃金格差を是正する 1 つの方法として正規職員をふやすことも必要だと思う。   | ご意見は、市における定員管理や人事管理の参考とします。   |

|     |   |  |
|-----|---|--|
| 126 | 意見応募期間が忙しい師走の時期になり、ゆっくりプランを見る事が大変でした。日程に配慮してほしいです。  | ご意見は、今後のパブリックコメント実施の際の参考とします。  |
| 127 | 「男女が共に生きる・・・」の名称は「ジェンダー平等」という文言を使うべきではないかと思う。ジェンダーギャップ指数が2022年、146各国中116位、先進国のなかで最低レベルと低い結果が出ているなかで「男女が共に生きる」というのは男女の不平等をそのままにして枝葉の部分だけ変えようとしているように感じる。まずは男女差別の構造を変えていくような視点を持って取り組んでもらいたい。 | 男女共同参画都市宣言にもあるように、男女がお互いに尊重し、共に安心して生活できるまちを目指すことから、第1次プランから引き続き「男女が共に生きるまち八王子プラン」とします。 |
| 128 | 八王子男女共同参画審議会に、女性問題を長らく研究してきた有識者や市民を入れて、男性中心で物事を進めていくようなことがないようにしてほしい。   | 男女共同参画推進審議会の委員は、学識経験者のほか、困難な問題を抱える女性への支援に携わった経験のある有識者をお願いしています。<br>なお、現在の女性比率は62.5%です。 |
| 129 | 女性の視点に立った防災や災害時における避難所運営のしくみづくりが必要。大災害がおきるたびに痛感しています。   | 東日本大震災などの大規模災害を機に、各地域に避難所運営協議会が設置され、女性の参画が進んでいます。引き続き関係所管と連携して取組を進めます。                 |